

2014(平成26)年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社ドンキホーテホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長兼CEO 安田 隆 夫
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋 光 夫
電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

当社連結子会社（日本アセットマーケティング株式会社）に関する 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社の連結子会社である日本アセットマーケティング株式会社（コード番号8922、東証マザーズ）に関して、本日、証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、1億915万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当該勧告につきましては、同社が当社グループの連結対象になる以前の決算期に係る事案が対象となったものでありますが、株主、投資家及び取引先の皆様をはじめ、関係各位にはご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き、グループ全体における強固なガバナンス及びコンプライアンス体制の構築に努めてまいります。

《添付資料》

日本アセットマーケティング：証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

以上



平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会社名 日本アセットマーケティング株式会社
代表者名 代表取締役社長 越塚 孝之
(コード：8922、東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者 栗原 裕二
電話番号 03-5667-8023 (代表)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 26 年 4 月 24 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」及び平成 26 年 6 月 4 日付「過年度に係る有価証券届出書の一部訂正に関するお知らせ」において公表のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び有価証券届出書の訂正届出書を近畿財務局へ提出しております。

本日、下記の過年度の有価証券報告書等及び過年度の有価証券届出書の訂正に関して、証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1 億 915 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 有価証券報告書

(1) 平成 24 年 3 月期有価証券報告書 (平成 24 年 6 月 28 日提出)

2. 有価証券届出書※

(1) 平成 24 年 9 月 7 日付有価証券届出書 (新株予約権証券)

(2) 平成 24 年 9 月 7 日付有価証券届出書 (株式)

(3) 平成 25 年 3 月 1 日付有価証券届出書 (株式)

※平成 24 年 3 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書となります。

当社は、このたび証券取引等監視委員会からの勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁からの正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせいたします。

また、本件に伴う平成 27 年 3 月期業績への影響については、現在精査中ではありますが、今後業績に重大な影響を与えると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

(ご参考)

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140619-1.htm

以上